

季節資金貸付要綱

1. 目的

この資金は、組合員が従業員に支給する賞与に必要な資金を融資し、もって越盆、越年の資金需要の円滑化を図ることを目的とする。

2. 資金用途

従業員に支給する賞与資金

3. 貸付先

組合員

4. 貸付限度額及び融資条件

①各社の融資限度枠で、出資金の5倍以内。

ただし、融資額300万円までは、出資金の5倍を越えても可とする。

なお、直近の2期分の決算報告書の徴求を条件とする。

②従業員給料の1ヵ月分に相当する金額。

③月商の60%以内(特別積合せ貨物運送の集配事業に関する売上については、取扱手数料をもって月商とする)。

以上3項目の内、いずれか一番少ない金額とする。また、組合との取引において、支払い遅延等のない正常な取引状態にあること。ただし、前項以外のものについては、理事会で決定する。

5. 償還期限並びに利率

貸付の都度、理事会で決定する。

6. 貸付方法

証書貸付又は手形貸付とする。

7. 保証および担保

金融事業の共通事項に準じる。

8. その他

この事項で定めるものの他、変更する事項は、理事会で決定する。

付 則 : この事項は平成9年10月24日より実施する。

改 訂 : 平成13年4月26日 貸付限度額一部改訂。

改 訂 : 令和 3年4月 1日 内容一部改訂。